

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 長井市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	94.4	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	89.4	%
全職員	84.1	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	—	%
本庁課長相当職	97.3	%
本庁課長補佐相当職	94.1	%
本庁係長相当職	96.3	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	99.2	%
31～35年	96.4	%
26～30年	99.0	%
21～25年	95.3	%
16～20年	100.3	%
11～15年	87.5	%
6～10年	96.0	%
1～5年	97.6	%

【説明欄】

再任用短時間勤務職員や会計年度任用職員など、常勤職員に比して勤務時間の短い職員については、当該職員の勤務時間を常勤職員の勤務時間で除して得た数値を人数としてカウントし計算している。

給与の差異を勤続年数別に計算したところ、当市では勤続年数「11～15年」期間での差異が最大となった。各勤続年数5年間の内、その期間内での給料が高くなると考えられる後半3年間に絞って、それぞれの男女比を計算した場合、女性が占める割合の多くは40～50%程度であったが、差異が最大となった期間における後半3年間（勤続年数13～15年）での割合は約25%であった。

そのため、この「11～15年」期間においては、勤続年数が長く給料も高くなると考えられる女性職員の割合が他の期間と比較して少なかったことから、給与の差異が最大となったと考えられる。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。